

平成29年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年3月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成29年3月24日（金）午後1時30分から午後2時2分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 （24人）

会長： 1番： 花野 隆雄	会長代理： 2番： 南波 快和
委員： 3番： 榎本 太	委員： 4番： 西奈美 公平
委員： 5番： 水澤 正明	委員： 6番： 大沼 和雄
委員： 7番： 松村 智	委員： 8番： 増子 強
委員： 9番： 榎本 喜作	委員： 10番： 佐藤 陽子
委員： 11番： 白塚 幸二	委員： 12番： 川上 勝之
委員： 13番： 馬場 勝	委員： 14番： 森田 謙
委員： 15番： 緒形 文一	委員： 16番： 志村 政美
委員： 17番： 小熊 威	委員： 18番： 南波 雅子
委員： 19番： 小泉 六助	委員： 20番： 桐生 正男
委員： 21番： 忠 貞夫	委員： 22番： 佐藤 常男
委員： 23番： 羽田野 正明	委員： 24番： 田村 信秀

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 第1号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 3 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 24 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7 番松村智委員、8 番増子強委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、2 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>2 月 27 日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所 5 階和室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3 月 9 日、平成 28 年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都の都市センターホテルで開催され、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>3 月 13 日、村松浜地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、白塚委員、緒形委員、忠委員に出席していただきました。</p> <p>3 月 15 日、新潟県農業会議第 12 回常設審議委員会が J A ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、認定農業者総会がロイヤル胎内パークホテルで開催され、小熊委員が会長代理として出席してございます。</p> <p>3 月 17 日、3 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、4 班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>同日、農家組合長会議が産業文化会館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3 月 22 日、地本及び塩津地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、羽田野委員、増子委員に出席していただきました。</p> <p>同日、チューリップフェスティバル実行委員会が市役所 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページでございます。</p> <p>第 1 号議案につきましてはすべて、長年耕作しておらず非農地化していると申し出があったものであります。</p> <p>1 番の案件は、山王地内の登記地目が畑の第 2 種農地であります。</p> <p>2 番の案件は、羽黒地内の登記地目が畑の第 2 種農地であります。</p> <p>3 番の案件は、八幡地内の登記地目が畑の農用地区域内農地であります。</p>

	<p>申し出を受けまして、事務局が現地調査を行った結果、それぞれに程度は異なりますが、いずれの案件も農地に復元することが困難と判断し、「非農地」であるとして提案するものであります。</p> <p>なお、下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、18番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
18番	<p>それでは、第1号議案をご報告いたします。</p> <p>去る3月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、4班委員5名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。1番は現地を確認し、2番と3番は写真で確認しましたが、いずれも山林又は原野化し農地には復元できないものと認められ、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第2号議案は所有権移転、利用権設定、利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の所有権移転をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>第2号議案の所有権移転につきましては、村松浜地内の畑の売買であります。譲受人はあっせん台帳に掲載されている農業者で、申請地の両隣を耕作していることから、効率的に作業を行うことができ、安定した経営につながるものと期待できます。</p>

	<p>申出による所有権移転面積 1,980 m²を総額〇〇〇〇円、10 a 当たり〇〇〇〇円で売買するものであります。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11 番白塚幸二あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。</p>
11 番	<p>第 2 号議案の所有権移転についてご報告いたします。去る 3 月 13 日、農業委員会会議室において、あっせん委員 3 名と、売り手、買い手、事務局 2 名にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、後継者がなく高齢などの理由から規模縮小を考えており申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業者ではありませんが、市内でも有数の大規模農家であり耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地の隣地を耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売買価格につきましても、売り手買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 2 号議案の所有権移転の事前審査結果について、18 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
18 番	<p>第 2 号議案の所有権移転につきまして、ご報告いたします。</p> <p>本案件につきましては、申請地の両隣を買い手が耕作していることから、効率的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できますし、あっせん審査会が開催されていることから内容に問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>

	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>この案件は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、案件を分けて審議いたします。</p> <p>初めに第2号議案の利用権設定の1番から85番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定の1番から85番までをご説明いたします。</p> <p>1番から85番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが4件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが6件、再設定するものが34件、賃借権を新規に設定するものが10件、再設定するものが31件であります。</p> <p>それでは、2ページをお願いします。</p> <p>1番から4番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から22,000円とするものであります。</p> <p>次に3ページをお願いします。</p> <p>5番から11番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を設定するもので、5番から10番が新規設定、11番が再設定であり、10a当たりの賃貸料は17,200円から23,500円とするものであります。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>12番から18番も、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はすべて23,000円であります。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>19番から25番も、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はすべて23,000円であります。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>26番から32番も、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はすべて23,000円であります。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>33番から39番も、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は33番から37番が23,000円、38番が17,500円、39番が17,200円とするものであります。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>40番から44番も、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は40番から43番が17,200円、44番が14,000円とするものであります。45番と46番は、労力不足を理由として認定農業者に8年間と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はそれぞれ18,000円、15,900円とするものであります。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>47番から53番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を新規に設定する</p>

もので、期間は1年間から6年間、10a当たりの賃貸料は47番と51番がそれぞれ15,000円、10,000円、48番から50番がコシヒカリ60kgから120kg、52番と53番がそれぞれコシヒカリ60kg、30kgとするものであります。

10ページをお願いします。

54番は、労力不足を理由として認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ15kgとするものであります。

55番から60番は、労力不足を理由として認定農業者に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から5年間、賃貸料は55番、56番、60番がそれぞれ28,000円、20,000円、30,000円、57番から59番がコシヒカリ60kgから70kgとするものであります。

11ページをお願いします。

61番から67番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は5年間から10年間、10a当たりの賃貸料は61番が16,000円、65番から67番が22,500円から26,000円、62番から64番がコシヒカリ20kgから60kgとするものであります。

12ページをお願いします。

68番と、72番から74番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は68番が10年間、72番から74番が3年間、10a当たりの賃貸料は68番が13,600円、72番から74番が10,000円から14,000円とするものであります。

69番から71番は、法人への利用権の一本化を理由として5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円とするものであります。

13ページをお願いします。

75番から81番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から5年間、10a当たりの賃貸料は8,000円から10,000円とするものであります。

14ページをお願いします。

82番から85番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は1年間から6年間、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ50kgから60kgとするものであります。

以上、第2号議案の利用権設定の1番から85番のいずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第2号議案の利用権設定の1番から85番の事前審査結果について、18番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

18番

第2号議案の利用権設定の1番から85番についてご報告いたします。

1番から85番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが4件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが6件、再設定するものが34件、賃借権を新規に設定するものが10件、再設定するものが31件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしく願いいたします。

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の1番から85番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p>
5番	<p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はいどうぞ。</p>
5番	<p>先々月もお願いして、個人情報との関係でということで、お聞き入れいただけなかったんですけども。今日の案件も内容的には賛成であります。再設定案件が非常に多いということで。年に一度、借地情報等は事務局のほうから出されるわけですが、その都度その都度タイムリーに、再設定の場合、前回と違って上がったのか下がったのか一目でわかるように。もしできたら、変更のある箇所だけでもいいんですが、賃貸料の中に括弧書きで前回のものを、全てでなくても変更あった場合のみで結構なんですが、入れていただければ、一目でわかっていいんじゃないかなと思いますので、ご提案をさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>前向きに検討させていただきます。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第2号議案の利用権設定の1番から85番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案の1番から85番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定の86番を審議いたします。</p> <p>なお、____番____委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第2号議案の利用権設定の86番をご説明いたします。 議案書14ページをお願いします。 86番は、法人への利用権の一本化を理由として8年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円とするものであります。 以上、第2号議案の利用権設定の86番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の86番の事前審査結果について、18番南波雅子事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
18番	<p>第2号議案の利用権設定の86番について、ご報告申し上げます。 86番の案件は、賃借権を新規に設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会では承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくご願ひいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の86番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願ひます。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の利用権設定の86番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それではここで、議事参与により退室した委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の86番については、承認することに決定いたしました。 次に、第2号議案の利用権移転を議題といたします。 事務局説明願ひます。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権移転をご説明いたします。 14ページ下段であります。</p>

	<p>第2号議案の利用権移転につきましては、これまでの耕作者の都合により、自身の縁者に利用権を移転するもので、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものがあります。</p> <p>以上、第2号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権移転の事前審査結果について、18番南波雅子事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
18番	<p>第2号議案の利用権移転について、ご報告申し上げます。</p> <p>本案件は、これまでの耕作者から縁者への利用権の移転であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会では承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
3番	<p>ひとつお願いします。</p>
議長	<p>はい</p>
3番	<p>今の案件なんですけども、土地所有者の____さんの同意書とか添付する必要があるんでしょうか。聞かせてください。</p>
事務局	<p>申請書の方に同意のはんこをいただいています。</p>
3番	<p>はんこ。はんこをもらわなくてはいけない。</p>
事務局	<p>ご本人、土地所有者の方と作る方が来て、そこで書類を作って。</p>
3番	<p>なるほど。</p>
事務局	<p>勝手にやりとりしているわけではないです。</p>
3番	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の利用権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。 第2号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。 次に第3号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題とします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。 15ページをお願いします。 第3号議案は、中村浜地内の耕作放棄地について、農地か否かの判断をお願いするものであります。対象地は、国道113号海側の8筆でありまして、保安林と国道に囲まれ、長年耕作されていないため原野化しています。 以上、第3号議案のいずれの案件も、農地に該当しない「非農地」としてご提案いたしました。 なお、場所等につきましては、下段案内図のとおりでございます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について18番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
18番	<p>それでは、第3号議案をご報告いたします。 詳細につきましては事務局説明のとおりで、現地を確認してまいりましたが、農地に還元し、耕作を続けることは著しく困難と認められ、事前審査会ではいずれの案件も「非農地」として、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>ご質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p>

第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、第3号議案は非農地と判断することに決定いたしました

以上で、日程第3の第1号議案から第3議案までの審議を終了いたしました。

これを持ちまして、平成29年3月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年3月24日

議長

7番

8番
